

台湾における会社形態の選び方ガイド

1. はじめに：なぜ会社形態の選択が重要なのか

台湾で事業を始める際、一般的に検討される主な会社形態は、次の三つです。

- 有限公司
- 股份有限公司
- 閉鎖性股份有限公司

いずれも **有限責任** を前提とするため、出資者は原則として自らの出資額または引受株式の範囲内で責任を負います。

ただし、**株主構成、機関設計、持分・株式の譲渡の柔軟性、将来の資金調達や事業承継への適合性** には大きな違いがあります。

設立当初に会社形態を誤って選んでしまうと、後に組織再編や形態変更を行う際に、定款変更、株主間調整、持分再設計などに多くの時間とコストがかかることがあります。

そのため、事業の実態と今後の発展計画を踏まえ、最初の段階で適切な法的器を選ぶことが非常に重要です。

2. 三つの会社形態の主要な特徴

2.1 有限公司

法的な位置づけ

有限公司とは、1名以上の社員によって構成され、各社員がその出資額の範囲内で会社に対して責任を負う会社形態です。

主な特徴

- **社員数**：1名から設立可能で、最もシンプルな形態です。
- **董事**：1名以上3名以下を置き、**全員が社員である必要** があります。
- **監察人**：不要です。
- **持分の形態**：**出資額** によって権利を持ち、株式は発行しません。

- 持分譲渡：他の社員の 過半数の同意 が必要です。なお、定款でこれより厳しい要件を定めることも可能 です。
- 適したケース：少人数で経営する事業、家族経営、外部投資家の出入りを前提としない安定的な事業体。

2.2 股份有限公司

法的な位置づけ

股份有限公司とは、2名以上の株主、または1名の法人株主によって設立され、資本が株式に分割される会社形態です。株主は、引き受けた株式の範囲内で責任を負います。

主な特徴

- 株主数：自然人であれば2名以上、または法人1社のみでも設立可能です。
- 董事：1名以上。株主である必要はありません。
- 監察人：原則として1名以上 必要です。
ただし、株主が単一の法人のみである場合は、監察人を置かなくてよい場合があります。
- 持分の形態：株式 を発行し、額面株式・無額面株式 のいずれも可能です。
- 株式譲渡：原則として自由です。
- 適したケース：中大型企業、将来の上場や外部資金調達を見据える会社、株主数の増加が想定される会社、投資家や従業員への持分付与を柔軟に行いたい会社。

2.3 閉鎖性股份有限公司

法的な位置づけ

閉鎖性股份有限公司とは、株式譲渡に制限を設けた非公開の股份有限公司 であり、株主数は 50名以下 に制限されます。

主な特徴

- 性質：股份有限公司をベースにしつつ、より柔軟で高度な設計が可能な形態です。
- 株主数：
 - 自然人：2名以上 50名以下
 - 法人：1社以上 50社以下

- **持分の形態**：株式を発行しますが、定款に譲渡制限を明記する必要があります。
たとえば、株式譲渡に全株主の同意を要とする、家族に限定する、先買権を設ける、などの設計が可能です。
- **出資の柔軟性**：一定の法的範囲内で、**労務出資** や **技術出資** を認めることができます。
- **適したケース**：親族内で株主を維持したい家族企業、コアメンバーの持株を固定したいスタートアップ、特別な株主権や柔軟な定款設計を必要とする会社。

3. 主要項目の比較

有限公司

- **社員数**：1名以上
- **董事**：1～3名、全員が社員である必要あり
- **監察人**：不要
- **持分の形態**：出資額
- **持分譲渡**：他の社員の過半数同意が必要
- **労務出資**：不可

股份有限公司

- **株主数**：自然人2名以上、または法人1社
- **董事**：1名以上、株主でなくても可
- **監察人**：1名以上、単一法人株主会社は免除される場合あり
- **持分の形態**：株式（額面・無額面いずれも可）
- **株式譲渡**：原則自由
- **労務出資**：不可

閉鎖性股份有限公司

- **株主数**：自然人2～50名、または法人1～50社
- **董事**：1名以上、株主でなくても可
- **監察人**：実務上は股份有限公司の枠組みに準じる
- **持分の形態**：株式（定款上の譲渡制限が必須）
- **株式譲渡**：定款の定めにより制限
- **労務出資**：一定割合で可能

4. どのような場合に、どの会社形態が適しているか

4.1 有限会社が適しているケース

以下のような場合、有限会社が比較的適しています。

- 株主数が少なく、創業者と家族、または少数の共同出資者で運営する予定である
- 短期的に外部投資家を入れる予定がない
- 経営機構はできるだけ簡潔にしたい
- 持分の移動を容易にせず、外部の関与を抑えたい

典型例

個人事務所、小規模事業、家族持株会社、初期段階の小規模プロジェクトなど。

4.2 股份有限公司が適しているケース

以下のような場合、股份有限公司が適しています。

- 中長期的に外部資金調達を予定している
- 将来的に上場や株式公開も視野に入れている
- 株主数が増える可能性が高い
- 株式の流動性を重視し、投資家の参入・退出をやすくしたい
- 所有と経営を分離し、専門経営者や非株主の董事を活用したい

典型例

成長期の企業、資本市場進出を目指す会社、多様な株主構成を予定する事業など。

4.3 閉鎖性股份有限公司が適しているケース

以下のような場合、閉鎖性股份有限公司が有力な選択肢となります。

- 家族企業として株主を家族内に維持し、経営権を安定させたい
- スタートアップで、コア創業メンバー以外への株式流出を制限したい
- 労務や技術を出資として扱いたい
- 定款により高度なカスタマイズを行いたい

- 複数議決権株式 や 黄金株 (Golden Share) など、特殊な株主権設計を検討している

典型例

事業承継を重視する二代目・三代目の家族企業、コア技術を基盤とするスタートアップ、創業者支配を維持したい会社など。

5. 会社形態を選ぶ前に考えるべき重要な質問

最終的な判断をする前に、次のような点を整理しておくことをお勧めします。

1. 今後5年以内に、外部投資家の受入れや銀行融資を本格的に検討する予定はあるか
2. 株主数は今後も少人数のままか、それとも10名以上に増える可能性があるか
3. 将来的に従業員や専門経営人材に持分を持たせる可能性があるか
4. 株主を家族や特定メンバーなど、限定された範囲にとどめたいか
5. 監察人の設置など、ガバナンスや監督機能をどの程度重視するか
6. 労務や技術をもって出資したいメンバーがいるか

一般的な考え方

- これらの多くに対して「いいえ」であり、家族または少人数で安定的に運営したいのであれば、**有限公司** が適している可能性が高いです。
- 資金調達、株式流動性、株主数の増加を重視するのであれば、**股份有限公司** がより適しています。
- 株式会社型の柔軟性を保ちつつ、株主を限定し、支配権維持や承継設計、労務出資まで考慮したい場合は、**閉鎖性股份有限公司** が適しています。
ただし、将来の成長段階で通常の股份有限公司へ移行するコストもあわせて検討すべきです。

6. 最後に：会社形態はあくまで手段であり、重要なのは精密な設計

有限公司、股份有限公司、閉鎖性股份有限公司のいずれも、台湾会社法上認められた法的なツールにすぎません。

どれが絶対的に優れているというのではなく、**自社の事業戦略や将来計画に最も適合するものを選ぶこと**が重要です。

本当に重要なのは、次のような点です。

- 株主間の権利義務や協力関係をどう設計するか
- 董事会や株主会の運営体制が会社の規模や発展段階に合っているか
- 将来の資金調達、持分移転、事業承継まで見据えた設計ができているか

専門家からの実務的な提案

最終判断の前に、会社の事業内容、株主構成、今後3~5年の成長計画、資金調達の見込み、承継ニーズなどを整理したうえで、会計士または弁護士と相談することを強くお勧めします。

適切な会社形態の選定だけでなく、定款設計まで含めて検討することで、将来のトラブルや再編コストを大きく減らすことができます。